

申請者（届出者）各位

マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供のお願い及び所得情報確認の同意について

個人番号（マイナンバー）の利用が平成28年1月から開始されました。児童扶養手当は個人番号利用事務にあたるため、個人番号を児童扶養当事務実施者に提供していただく必要がありますが、申請者（届出者）だけでなく同居の御家族（扶養義務者※）の個人番号も提供していただく必要があります。また、児童扶養手当は申請者（届出者）及び同居の御家族（扶養義務者）の前年所得額に応じて、支給額が算定されますので、児童扶養当事務実施者がそれぞれの所得額を確認することに同意していただく必要があります。

※**扶養義務者**・・・申請者（届出者）の曾祖父母、祖父母、父、母、子、兄弟姉妹、孫、曾孫等を指します。伯父（叔父）、伯母（叔母）は含みません。

### 依頼事項

- |   |
|---|
| ①番号確認書類の持参【申請者（届出者）のもの】                 |
| ②身元確認書類の持参【申請者（届出者）のもの】                 |
| ③本人・同居扶養義務者個人番号一覧表 兼 所得情報確認同意書（次ページ）の作成 |

以下の書類を有していない場合は、御相談ください。

①番号確認書類	②身元確認書類
下記の <u>いずれか1つ</u> の番号確認書類 ○個人番号カード（平成28年1月以降） ○通知カード ○個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	下記の <u>いずれか1つ</u> の身元確認書類 ○個人番号カード ○運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
	上記の身元確認書類を有していない場合は、以下のうち <u>いずれか2つ</u> の身元確認書類 ○健康保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

